

## ■ 病気入院給付金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上継続入院したときに、次の病気入院給付金を支払います。

但し、1年間（11月1日～10月31日）に1回の支払いを限度としますが、当期間において同一原因で2回以上入院した場合には通算した1回の入院とみなします。

	1口	2口	3口
5日以上14日以内	20,000円	30,000円	40,000円
15日以上24日以内	30,000円	40,000円	50,000円
25日以上	40,000円	50,000円	60,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に給付金を支払います。

《病気入院給付金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は病気入院給付金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院
- (5) 定期保険（団体型）からの死亡保険金、高度障害保険金の支払給付があったとき

但し、ガン入院一時金、6大生活習慣病入院一時金、ガン先進医療一時金の支払給付があったときには、支払います。

## ■ 事故通院給付金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、次の事故通院給付金を支払います。

但し、1年間（11月1日～10月31日）に1回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口
5日以上	15,000円	25,000円	35,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に給付金を支払います。

《事故通院給付金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は事故通院給付金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 不慮の事故を原因としない慢性症状（腰痛、五十肩等）での請求があったとき
- (5) 定期保険（団体型）からの災害保険金、災害高度障害保険金、災害入院給付金の支払給付があったとき

## ■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

1口	2口	3口
10,000円	15,000円	20,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、結婚した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

- (1) 結婚した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 共済効力発生日から6ヵ月未満の結婚であるとき

## ■ 出産祝金

加入者（もしくはその配偶者）が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。多子出産の場合は、1回の出産とみなします。

1口	2口	3口
10,000円	15,000円	20,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、出産した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 共済効力発生日から6ヵ月未満の出産であるとき

## ■ 遺児育英給付金

対象者が傷害を被り、死亡（傷害発生日から180日以内に死亡した場合に限る。）し、被扶養者である18歳未満の遺児が残された場合に遺児育英給付金として遺児1名につき50,000円を支払います。

《遺児育英給付金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは遺児育英給付金を支払いません。

- (1) 対象者が死亡した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 疾病による死亡のとき

## ■ 家族災害死亡給付金

対象者の特定親族が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）した場合に家族災害死亡給付金として50,000円を支払います。

《家族災害死亡給付金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は家族災害死亡給付金を支払いません。

- (1) 対象者の特定親族が死亡した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 対象者の特定親族の疾病による死亡
- (3) 対象者の特定親族の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- (4) 対象者の特定親族が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、危険ドラッグ、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車またはオートバイ、原動機付自転車、自転車を運転している間に生じた事故
- (5) 対象者の特定親族、給付金を受け取るべき者が次の各号いずれかに該当することを行っている間に生じた傷害
  - ・ 自動車、オートバイ、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含む。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含む。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）をしている間  
ただし、自動車またはオートバイ、原動機付自転車、自転車をを用いて道路上でこれらを行っている間に生じた傷害についてはこの限りではありません。
  - ・ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であることを問わない。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）を操縦している間

＜各給付金・祝金共通の免責事項＞

- ・ 加入事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
- ・ 地震、噴火または津波
- ・ 戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・ 核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

＜用語の定義＞

- ・ 対象者 福島商工会議所生命共済制度に加入する会員事業所の事業主・役員および従業員
- ・ 特定親族 ①対象者の配偶者  
②対象者または配偶者の同居の親族  
③対象者または配偶者の別居の未婚の子  
なお、ここにいう対象者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいいます。
- ・ 傷害 急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故  
※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸引または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸引または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含みません。